

固定資産税減額軽減申告書（省エネ改修住宅）

年 月 日

宛先  
春日市長

納 税 義 務 者

住 所

氏名(名称) 印

電話番号

個人番号（法人番号）

下記の住宅を省エネ改修したので、固定資産税の減額の規定の適用を受けるよう申告します。

省 エ ネ 改 修 住 宅	所在地	春日市
	家屋番号	番
	種 類	専用住宅・併用住宅・マンション
	家屋床面積	m <sup>2</sup> (専用住宅は記入不要) 併用住宅及びマンションは居住以外の部分を含む専有部分。共有部分は除く。
	居住部分床面積	m <sup>2</sup> (120m <sup>2</sup> までが軽減対象) 人の居住の用に供する部分のみの床面積を記入してください。
	建築年月日及び 登記年月日	建築 年 月 日 / 登記 年 月 日 平成20年1月1日以前に完成した住宅が対象。
	省エネ改修 完了年月日	年 月 日
	省エネ改修費用	円
省エネ改修完了日から3ヶ月を経過して申告書を提出する場合の理由		

必要添付書類

- 納税義務者の住民票の写し（個人番号又は法人番号が記載された申告書を提出の場合は不要）
- 増改築等工事証明書（施行規則附則第7条第9項に規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類）
- 補助金等の交付決定を受けたことが確認できる書類

適用要件

- 平成20年1月1日以前に建築されたもの。
- 家屋の床面積が50m<sup>2</sup>以上280m<sup>2</sup>以下
- 人の居住の用に供する部分の床面積の当該家屋の床面積に対する割合が1/2以上
- 貸家の用に供する部分以外の人の居住の用に供する部分を有する
- 改修に要した費用の額が1戸当たり50万円超であること（補助金等の額は控除する）

対象工事

- 窓の断熱性を高める改修工事、窓の日射遮蔽性を高める改修工事、天井等の断熱性を高める改修工事、壁の断熱性を高める改修工事、床等の断熱性を高める改修工事等

その他確認事項

- 新築軽減、耐震改修との併用不可